



2018年7月吉日

株式会社プラボーグループ  
代表取締役  
ジョン・ボヴェル・ボードマン様

ご 寄 付 御 礼

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃よりスペシャルオリンピックスの活動に格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。  
この度は、活動のご支援とともに温かいご寄付をいただきましたこと、心より感謝申し上げます。

スペシャルオリンピックス日本は、昨年の3月にオーストリアで開催されました「2017年スペシャルオリンピックス冬季世界大会・オーストリア」へ日本選手団81名を派遣致しました。世界に挑戦したアスリートたちは、海外選手団との試合を通じて、一回りも二回りも成長することができました。世界大会日本選手団派遣にあたりご支援、ご協力いただきました全ての皆様、そして応援してくださいました皆様に心より感謝申し上げます。

そして、本年度は2019年にアラブ首長国連邦のアブダビで開催されるスペシャルオリンピックス世界大会への日本選手団選考を兼ねて「2018年第7回スペシャルオリンピックス日本夏季ナショナルゲーム・愛知」を開催します。夏季・冬季合わせて13回目となる今回のナショナルゲームは1,600名の選手団が参加する予定です。「超える歓び」というスローガンのもと、知的障害のあるアスリートが本大会を通して、勇気をふるい、喜びを感じ、また、本大会に携わる全ての人々がスポーツを通じて輝くアスリートの魅力を間近に感じられる大会を目指して参りますので、引き続き、温かいご支援を賜りますようお願い申し上げます。

スポーツへの機運が更に高まるこの潮流に乗り、私共スペシャルオリンピックスも活動の輪をより飛躍的に広げて参りたいと思っております。更に多くの知的障害のある方や、スポーツを愛する方が気軽に活動に参画できる sports for all の実践を目指し、質の高いスポーツトレーニングと競技会を通じて、我々の活動が各地区に根付いた全国的な運動となるよう邁進していくと同時に、我が国における障害者スポーツ推進の一翼を担っていけるよう努力して参りたいと思いますので、今後ともご支援、ご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

末筆ではございますが、貴社の益々のご発展をお祈り申し上げ、書中をもちまして御礼とさせていただきます。

敬 具

公益財団法人  
スペシャルオリンピックス日本

理事長

有森裕子



## 領 収 証

株式会社ブラボーグループ様

¥1,874,379.-

但し、スペシャルオリンピックス日本へのご寄付として  
上記の金額を受領いたしました。

2018年7月12日

東京都港区西新橋2-22-1 西新橋2丁目森ビル7階

公益財団法人スペシャルオリンピックス日本

理事長 有森 裕子



※ 本法人は公益財団法人であるため

- ① 所得税法第78条及び法人税法第37条4項に基づく寄付金控除の対象となっております。
- ② 印紙税法第5条に基づき収入印紙は不要となっており貼付致しません。

※ この寄付金を支払った翌年の1月1日現在、都内にお住まいの方は、確定申告書を所轄の税務署へ本領収証を添付し申告することにより、所得税、個人住民税の税制上の優遇措置を受けられます。また、税額控除を選択される場合、この領収証と一緒に渡しする「税額控除に係る証明書」(写し)も合わせて添付してください。

※ 所得税の確定申告の義務がない方は、この寄付金を支払った翌年の1月1日現在、お住まいの市区町村へ住民税申告を行うことにより、個人住民税の寄付金税額控除の適用を受けられる場合がありますので、市区町村へご確認下さい。